

〔調査結果の概要〕

(注) 本概要の1～14については、社会福祉法人（介護）を除く集計対象企業（「調査の説明」4及び7参照）についての結果をまとめたものである。

1 平均年齢及び平均勤続年数（表1）【集計表第1表】

調査産業計の男女計の平均年齢は40.8歳、平均勤続年数は17.4年、製造業ではそれぞれ40.4歳、17.4年となっている。

表1 平均年齢及び平均勤続年数

産業区分・年	男女計		男		女		(歳、年)
	平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数	
調査産業計	40.8	17.4	40.8	17.7	39.1	14.3	
製造業	40.4	17.4	40.4	17.3	37.9	14.7	
前回（令和2年）							
調査産業計	41.0	17.1	41.0	17.2	39.1	14.8	
製造業	40.5	17.3	40.3	17.2	38.6	15.2	

2 平均賃金（表2）【集計表第2表】

調査産業計の令和3年6月分の平均所定内賃金は364.5千円、平均所定外賃金は61.8千円、製造業ではそれぞれ348.5千円、61.0千円となっている。

表2 平均所定内及び平均所定外賃金

産業区分・年	平均所定内賃金			平均所定外賃金			(千円)
	男女計	男	女	男女計	男	女	
調査産業計	364.5	379.8	296.0	61.8	67.8	34.4	
製造業	348.5	356.9	296.4	61.0	67.1	34.8	
前回（令和2年）							
調査産業計	368.1	378.3	302.2	51.8	55.2	31.6	
製造業	359.3	364.9	301.2	45.2	47.6	26.1	

3 賃金構成比（表3）【集計表第3表】

令和3年6月分の所定内賃金を構成する各賃金の構成比をみると、調査産業計では、基本給91.5%、奨励給0.1%、職務関連手当3.2%、生活関連手当4.5%、他の手当0.6%となっている。

製造業の賃金構成比は、基本給92.5%、奨励給0.1%、職務関連手当3.0%、生活

関連手当 4.1%、その他の手当 0.4%となっている。

表3 所定内賃金計を100とした賃金構成比

(%)

産業区分・年	基本給	奨励給	職務関連手当	生活関連手当	その他の手当
調査産業計	91.5	0.1	3.2	4.5	0.6
製造業	92.5	0.1	3.0	4.1	0.4
前回（令和2年）					
調査産業計	89.2	1.6	3.0	5.5	0.6
製造業	93.0	0.0	2.7	4.0	0.3

4 役付手当制度（前回平成28年）（表4）【集計表第5表】

役付手当制度を採用している企業は、調査産業計では89社（集計166社の53.6%）となっており、採用していない77社のうち、役付の場合に基本給で差をもうけている企業は46社となっている。製造業で制度を採用している企業は51社（同100社の51.0%）となっており、採用していない49社のうち、役付の場合に基本給で差をもうけている企業は31社となっている。

役職別に手当を定額支給している企業の額をみると、調査産業計では「部長級」76.8千円、「次長級」53.2千円、「課長級」47.2千円、「課長代理・補佐級」39.8千円、「係長級」24.0千円となっている。製造業では「部長級」70.5千円、「次長級」49.6千円、「課長級」40.7千円、「課長代理・補佐級」37.8千円、「係長級」22.8千円となっている。

表4 役職別役付手当額（定額支給）

(社、千円)

産業区分・年	制度を採用している企業	役付手当額					制度を採用していない企業	基本給で差がある
		部長級	次長級	課長級	課長代理・補佐級	係長級		
調査産業計	89	76.8	53.2	47.2	39.8	24.0	77	46
製造業	51	70.5	49.6	40.7	37.8	22.8	49	31
前回(平成28年)								
調査産業計	120	63.0	43.7	43.0	33.5	18.5	92	49
製造業	69	54.3	38.9	35.4	25.0	15.7	53	27

(注) 役職者と同一資格の非役職者に対しても役職者と同額を支給するような資格手当は含めていない。

5 住宅手当制度（前回平成28年）（表5）【集計表第6表】

住宅手当制度を採用している企業は調査産業計では、93 社（集計 171 社の 54.4%）となっている。

調査産業計の「扶養の有無で支給額が異なる場合」で「扶養あり」の場合の平均支給総額をみると「借家・借間」では、定額は 25.7 千円、幅がある場合の最高額は 44.0 千円、「自宅」ではそれぞれ 19.3 千円、27.6 千円となっている。

表 5 住宅手当制度

(社、千円)

産業区分・年	集計 社数	制度 あり	「扶養の有無で支給額が異なる場合」に「扶養あり」の場合の平均支給額			
			借家・借間		自宅	
			定額	最高額	定額	最高額
調査産業計	171	93	25.7	44.0	19.3	27.6
製造業	102	57	30.1	43.8	16.4	30.3
前回(平成 28 年)						
調査産業計	222	125	20.6	44.6	18.9	23.3
製造業	128	72	17.9	47.4	16.5	27.9

6 令和 3 年春闘における賃金に関する要求の有無・内容、要求方式及び妥結状況

(表 6) 【集計表第 7-1 表】

令和 3 年の春闘では、労働組合から賃金に関する要求があったのは調査産業計では 132 社（集計 170 社の 77.6%）で、要求内容は「ベースアップの実施」74 社（要求があった企業 132 社の 56.1%）、「定期昇給の実施・賃金体系維持」102 社（同 132 社の 77.3%）となっており、要求方式は「平均賃上げ方式」77 社（同 132 社の 58.3%）、「個別賃上げ方式」29 社（同 132 社の 22.0%）となっている。

製造業では要求があったのは 79 社（集計 101 社の 78.2%）で、要求内容は「ベースアップの実施」41 社（要求があった 79 社の 51.9%）、「定期昇給の実施・賃金体系維持」64 社（同 79 社の 81.0%）となっており、要求方式は「平均賃上げ方式」50 社（同 79 社の 63.3%）、「個別賃上げ方式」15 社（同 79 社の 19.0%）となっている。

要求があった企業のうち交渉が妥結したのは、調査産業計では 132 社（要求があった 132 社の 100.0%）で、妥結内容は「ベースアップの実施」35 社（妥結した 132 社の 26.5%）、「定期昇給の実施・賃金体系維持」106 社（同 132 社の 80.3%）となっている。

製造業で交渉が妥結したのは 79 社（要求があった 79 社の 100.0%）で、妥結内容は「ベースアップの実施」28 社（妥結した 79 社の 35.4%）、「定期昇給の実施・賃

金体系維持」63社（同79社の79.7%）となっている。

表6 令和3年春闘 賃金に関する要求の有無・内容、要求方式及び妥結状況

産業区分 年 集計社数	要求あり	要求内容(複数回答)						要求 なし	
		ベース アップの 実施	定期昇給 の実施・ 賃金体系 維持	要求方式(複数回答)					
				その他	平均賃上 げ方式	個別賃上 げ方式	その他		
調査産業計 170社 (100.0)		132 (77.6) 〈100.0〉 《100.0》	74 〈56.1〉 《58.3》	102 〈77.3〉 《81.0》	22 〈16.7〉 《17.7》	77 《58.3》 《63.3》	29 《22.0》 《19.0》	22 《16.7》 《15.2》 38 (22.4)	
製造業 101社 (100.0)		79 (78.2) 〈100.0〉 《100.0》	41 〈51.9〉 《51.3》	64 〈81.0〉 《81.0》	14 〈17.7〉 《35.4》	50 《63.3》 《79.7》	15 《19.0》 《19.0》	12 《15.2》 22 (21.8)	
前回（令和2年）									
調査産業計 177社		156	118	112	26	103	33	20 21	
製造業 102社		93	73	68	16	66	20	11 9	
産業区分・年	要求あり (再掲)	妥結あり	妥結内容(複数回答)						
			ベースアップ の実施	定期昇給の実 施・賃金体系維 持	その他			妥結 なし	
					ベースアップ の実施	定期昇給の実 施・賃金体系維 持	その他		
調査産業計	132 〈100.0〉	132 〈100.0〉 《100.0》	35	106 《80.3》 《79.7》	27	- 《20.5》 《19.0》	- - - - - - - -		
製造業	79 〈100.0〉	79 〈100.0〉 《100.0》	28	63 《35.4》 《79.7》	15	- - - - - - - -			
前回(令和2年)									
調査産業計	156	156	71	118	35	-	-		
製造業	93	93	52	69	17	-	-		

(注) 〈 〉及び《 》内の構成比は、複数回答や無回答の企業が存在するため、合計が必ずしも100にならない。

7 賃金改定の状況（表7、表8）【集計表第8-1表、第8-2表】

基本給部分の賃金表ありとする企業は調査産業計では139社（集計171社の81.3%）で、うち令和2年7月から令和3年6月までの1年間で賃金改定があったのは45社

(賃金表がある 139 社の 32.4%) である。

また、ベースアップを実施した企業は 41 社（同 139 社の 29.5%）、ベースダウンを実施した企業はなく、賃金を据え置いた企業は 94 社（同 139 社の 67.6%）となっている。製造業では賃金表がある企業は 81 社（集計 101 社の 80.2%）で、賃金改定があったのは 34 社（賃金表がある 81 社の 42.0%）、同期間にベースアップを実施した企業は 32 社（同 81 社の 39.5%）、ベースダウンを実施した企業はなく、賃金を据え置いた企業は 47 社（同 81 社の 58.0%）となっている。

同期間における定期昇給の実施状況をみると、定期昇給制度のある企業は調査産業計では 141 社で、うち定期昇給を実施した企業は 137 社であり、製造業では 87 社で、うち定期昇給を実施した企業は 85 社である。

昇給額について、昨年と同額とする企業が調査産業計で 95 社（定期昇給を実施した 137 社の 69.3%）、製造業で 57 社（同 85 社の 67.1%）、昨年比で増額がそれぞれ 17 社（同 137 社の 12.4%）、12 社（同 85 社の 14.1%）、昨年比で減額が 23 社（同 137 社の 16.8%）、15 社（同 85 社の 17.6%）となっている。実施時期は 4 月～6 月とする企業が調査産業計で 116 社（同 137 社の 84.7%）、製造業で 73 社（同 85 社の 85.9%）となっている。

定期昇給制度がない企業は調査産業計で 29 社（定期昇給の有無を回答した 171 社の 17.0%）、製造業で 13 社（同 101 社の 12.9%）となっている。

また、賃金カットを実施した企業は調査産業計では 2 社（集計 167 社の 1.2%）、製造業では 2 社（集計 98 社の 2.0%）となっている。

表7 賃金改定の状況
—令和2年7月～令和3年6月—

(1) 基本給部分の改定

(社、%)

産業区分・年 集計社数	賃金表 あり	賃金改定あり			改定なし (据え置き)	賃金表 なし
			ベース アップ の実施	ベース ダウン の実施		
調査産業計						
171 社 (100.0)	139 (81.3) <100.0>	45 (26.3) <32.4>	41 (24.0) <29.5>	— (—) <—>	94 (55.0) <67.6>	33 (19.3)
製造業						
101 社 (100.0)	81 (80.2) <100.0>	34 (33.7) <42.0>	32 (31.7) <39.5>	— (—) <—>	47 (46.5) <58.0>	20 (19.8)
前回(令和2年)						
調査産業計						
176 社	148	71	68	—	77	28
製造業						
102 社	86	52	51	—	34	16

(2) 定期昇給の実施 (定期昇給制度のある企業)

(社、%)

産業区分・ 年・定期昇 給制度の ある企業	実施 あり	昇給額			実施時期					実施 なし
		昨年と 同額	昨年比 増額	昨年比 減額	1月～ 3月	4月～ 6月	7月～ 9月	10月～ 12月	その他	
調査産業計										
141 社 (100.0)	137 (97.2) <100.0>	95 <69.3> <12.4>	17 <12.4> <16.8>	23 <16.8> <3.6>	5 <3.6> <84.7>	116 <84.7> <10.2>	14 <10.2> <→>	— <→> <1.5>	2 <1.5> <2.1>	3 <2.1>
製造業										
87 社 (100.0)	85 (97.7) <100.0>	57 <67.1> <14.1>	12 <14.1> <17.6>	15 <17.6> <4.7>	4 <4.7> <85.9>	73 <85.9> <8.2>	7 <8.2> <→>	— <→> <1.2>	1 <1.2>	2 <2.3>
前回(令和2年)										
調査産業計										
141 社	139	93	25	13	4	116	12	—	2	2
製造業										
87 社	86	54	17	12	2	74	6	—	1	1

(3) 賃金カットの実施		(社、%)	
産業区分・年・集計社数		実施あり	実施なし
調査産業計			
167 社 (100.0)		2 (1.2)	165 (98.8)
製造業			
98 社 (100.0)		2 (2.0)	96 (98.0)
前回(令和2年)			
調査産業計			
171 社		1	170
製造業			
98 社		—	98

令和2年7月から令和3年6月までの1年間の労働者一人平均の賃金改定額（率）（昇給分＋ベースアップ分）をみると、調査産業計では6,195円、率で1.94%、製造業では6,113円、率で1.94%となっている。

また「ベースアップ分」について回答した企業についてみると、調査産業計では額で493円、率で0.13%、製造業では583円、率で0.17%となっている。

表8 賃金改定額

(円、%)

産業区分・年	賃金改定額(率)		うちベースアップ分	
	額	率	額	率
調査産業計	6,195	1.94	493	0.13
製造業	6,113	1.94	583	0.17
前回(令和2年)				
調査産業計	6,176	2.00	668	0.24
製造業	5,934	1.89	703	0.25

(注) 「うちベースアップ分」は賃金改定額(率)の内数として回答できる場合にのみ回答を得ている。

8 一時金支給額（表9）【集計表第9表】

令和2年年末一時金の一人平均支給額は、調査産業計では860.0千円、月収換算2.4か月分、製造業では799.8千円、月収換算2.4か月分となっている。

令和3年夏季一時金の一人平均支給額は、調査産業計では929.4千円、月収換算2.5か月分、製造業では823.3千円、月収換算2.5か月分となっている。

表9 一時金支給額及び月収換算月数

(1) 年末一時金		(社、千円、月分)		(2) 夏季一時金		(社、千円、月分)	
産業区分・年	集計 社数	支給額	月収 換算	産業区分・年	集計 社数	支給額	月収 換算
令和2年年末				令和3年夏季			
調査産業計	160	860.0	2.4	調査産業計	160	929.4	2.5
製造業	96	799.8	2.4	製造業	97	823.3	2.5
前回(令和元年年末)				前回(令和2年夏季)			
調査産業計	167	881.0	2.6	調査産業計	166	938.5	2.6
製造業	100	838.3	2.6	製造業	101	835.2	2.5

(注1) 「令和2年年末」とは令和2年9月～令和3年2月、「令和3年夏季」とは令和3年3月～令和3年8月の期間前年についても同様。

(注2) 月収換算とは、一時金支給時における所定内賃金に対する一時金支給額の倍率である。

9 モデル所定内賃金

(表10、表11、表12) 【集計表第10-1表、第10-5表、第10-7表】

「モデル所定内賃金」は、学校を卒業後、直ちに入社して継続勤務し、標準的に昇進した者のうち、設定されたモデル条件（事務・技術労働者又は生産労働者、総合職又は一般職、学歴、年齢、勤続年数別）に該当する者の所定内賃金をいう。

学歴、年齢別にみた「モデル所定内賃金」のピークをみると、調査産業計では大学卒事務・技術（総合職）は55歳で600.8千円、高校卒事務・技術（総合職）は60歳で469.6千円、高校卒生産は55歳で398.0千円となっている。製造業では大学卒事務・技術（総合職）は60歳で567.3千円、高校卒事務・技術（総合職）は60歳で480.9千円、高校卒生産は60歳で404.4千円となっている。

モデル所定内賃金の年齢間格差を22歳に対する55歳の倍率でみると、調査産業計では大学卒事務・技術（総合職）は2.70倍、高校卒事務・技術（総合職）2.19倍、高校卒生産2.04倍となっている。製造業ではそれぞれ2.57倍、2.19倍、2.06倍となっている。

大学卒事務・技術（総合職）を100として学歴間格差をみると、調査産業計では大学卒の入職時である22歳で高校卒事務・技術（総合職）は92.0、高校卒生産は87.7となっており、55歳ではそれぞれ74.9、66.2となっている。製造業では、22歳ではそれぞれ91.5、88.1となっており、55歳では77.8、70.5となっている。

表 10 モデル所定内賃金

(千円)

職種・学歴・ 産業区分	18 歳	20 歳	22 歳	25 歳	30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳
事務・技術（総合職）											
大学卒		(入社)	(3 年)	(8 年)	(13 年)	(18 年)	(23 年)	(28 年)	(33 年)	(38 年)	
調査産業計	—	—	222.9	251.6	325.4	394.7	465.3	544.6	589.5	600.8	563.5
製造業	—	—	222.5	249.2	321.7	385.7	456.9	516.3	559.6	572.2	567.3
高校卒	(入社)	(2 年)	(4 年)	(7 年)	(12 年)	(17 年)	(22 年)	(27 年)	(32 年)	(37 年)	(42 年)
調査産業計	176.4	189.3	205.0	233.7	294.3	347.3	376.8	417.2	448.0	449.7	469.6
製造業	176.5	187.0	203.5	231.2	293.5	343.0	383.3	421.8	447.8	445.1	480.9
生産											
高校卒	(入社)	(2 年)	(4 年)	(7 年)	(12 年)	(17 年)	(22 年)	(27 年)	(32 年)	(37 年)	(42 年)
調査産業計	173.7	183.4	195.5	215.2	261.0	305.5	334.4	367.7	388.6	398.0	397.6
製造業	173.6	183.4	196.1	215.1	263.6	310.5	340.2	374.1	395.6	403.2	404.4

(注 1) モデル所定内賃金は、交替手当及び通勤手当を除外した額である。

(注 2) 年齢ごとに回答企業数に異同があり、集計社数がそれぞれ異なる。

表 11 モデル所定内賃金の年齢間格差（55 歳／22 歳）

(倍)

産業区分・年	大学卒	高校卒	
	事務・技術 (総合職)	事務・技術 (総合職)	生産
調査産業計	2.70	2.19	2.04
製造業	2.57	2.19	2.06
前回(令和 2 年)			
調査産業計	2.73	2.28	2.01
製造業	2.63	2.28	2.02

表 12 モデル所定内賃金の学歴間格差（大学卒事務・技術（総合職）を 100 とした場合の水準）

産業区分・年	高校卒事務・技術 (総合職)		高校卒生産	
	22 歳	55 歳	22 歳	55 歳
調査産業計	92.0	74.9	87.7	66.2
製造業	91.5	77.8	88.1	70.5
前回(令和 2 年)				
調査産業計	93.2	77.9	88.2	64.8
製造業	91.5	79.3	87.9	67.4

10 実在者平均所定内賃金

(表 13、表 14、表 15) 【集計表第 11-1 表、第 11-3 表、第 11-4 表】

「実在者平均所定内賃金」は、性、事務・技術労働者又は生産労働者、学歴、年齢別にみた実在者の平均所定内賃金であり、中途入社した者も含まれる。

学歴、年齢別に男性の実在者平均所定内賃金のピークをみると、調査産業計では大学卒事務・技術は 55 歳（平均勤続年数は 30.2 年）で 565.6 千円、高校卒事務・技術は 55 歳（同 34.9 年）で 438.8 千円、高校卒生産は 55 歳（同 32.4 年）で 380.5 千円となっている。

製造業では大学卒事務・技術は 55 歳（平均勤続年数は 30.2 年）で 497.8 千円、高校卒事務・技術は 60 歳（同 38.4 年）で 416.7 千円、高校卒生産は 55 歳（同 33.5 年）で 383.3 千円となっている。

実在者の平均所定内賃金の年齢間格差を 22 歳に対する 55 歳の倍率でみると、調査産業計では大学卒事務・技術は 2.54 倍、高校卒事務・技術 2.17 倍、高校卒生産 1.93 倍となっている。製造業では 2.27 倍、2.09 倍、1.94 倍となっている。

大学卒事務・技術（総合職）を 100 として学歴間格差をみると、調査産業計では 22 歳で、高校卒事務・技術は 90.7、高校卒生産は 88.8 となっており、55 歳ではそれぞれ 77.6、67.3 となっている。製造業では、22 歳でそれぞれ 89.7、90.1、55 歳ではそれぞれ 82.6、77.0 となっている。

表 13 実在者平均所定内賃金（男性）

(千円、年)

職種・学歴・ 産業区分	18歳	20歳	22歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳
大学卒 事務・技術											
調査産業計	—	—	222.4	248.9	319.3	390.1	441.0	498.9	557.1	565.6	511.8
(平均勤続年数)			(0.3)	(2.0)	(6.1)	(10.7)	(14.1)	(18.9)	(25.2)	(30.2)	(31.8)
製造業	—	—	219.4	245.1	309.0	375.5	421.2	454.0	486.5	497.8	492.5
(平均勤続年数)			(0.3)	(1.7)	(5.7)	(10.2)	(13.1)	(17.6)	(24.3)	(30.2)	(31.6)
高校卒 事務・技術											
調査産業計	174.2	186.9	201.8	225.2	275.1	317.1	361.7	386.5	411.5	438.8	413.4
(平均勤続年数)	(0.3)	(2.0)	(3.8)	(6.2)	(10.8)	(13.2)	(18.2)	(23.0)	(29.9)	(34.9)	(39.2)
製造業	174.2	181.7	196.9	222.5	271.5	310.6	349.2	361.9	399.5	411.0	416.7
(平均勤続年数)	(0.3)	(2.1)	(3.9)	(6.7)	(11.5)	(14.2)	(18.6)	(20.7)	(29.2)	(34.3)	(38.4)
高校卒 生産											
調査産業計	175.4	186.0	197.6	214.5	255.0	292.5	324.3	347.	376.8	380.5	349.4
(平均勤続年数)	(0.3)	(1.9)	(3.7)	(6.3)	(10.9)	(13.8)	(18.2)	(23.5)	(28.6)	(32.4)	(35.1)
製造業	176.2	186.1	197.6	214.1	257.2	296.0	330.1	351.6	381.3	383.3	364.2
(平均勤続年数)	(0.3)	(1.9)	(3.7)	(6.4)	(11.1)	(14.3)	(18.6)	(23.7)	(29.2)	(33.5)	(37.1)

(注1) 実在者平均所定内賃金は、役付手当及び住宅手当を除外した額である。

(注2) 年齢ごとに回答企業数に異同があり、集計社数がそれぞれ異なる。

表 14 実在者平均所定内賃金の年齢間格差（男性・55歳／22歳）

(倍)

産業区分・年	大学卒 事務・技術	高校卒	
		事務・技術	生産
調査産業計	2.54	2.17	1.93
製造業	2.27	2.09	1.94
前回(令和2年)			
調査産業計	2.54	2.26	1.94
製造業	2.34	2.07	1.96

表 15 実在者平均所定内賃金の学歴間格差（男性）（大学卒事務・技術（総合職）を100とした場合の水準）

産業区分・年	高校卒事務・技術		高校卒生産	
	22歳	55歳	22歳	55歳
調査産業計	90.7	77.6	88.8	67.3
製造業	89.7	82.6	90.1	77.0
前回(令和2年)				
調査産業計	91.7	81.8	87.6	67.1
製造業	91.8	81.5	89.3	74.8

11 モデル一時金（年間計）

(表 16、表 17、表 18) 【集計表第 12-1 表、第 12-5 表、第 12-7 表】

「モデル一時金」は、学校を卒業後、直ちに入社して同一企業に継続勤務し、標準的に昇進した者のうち、設定されたモデル条件（モデル所定内賃金のモデルに同じ。）に該当する者の一時金（年末及び夏季の賞与一時金）である。

学歴、年齢別にみた「モデル一時金」の年間計（令和 2 年末と令和 3 年夏季の合計）のピークは調査産業計では大学卒事務・技術（総合職）は 55 歳で 3,401 千円、高校卒事務・技術（総合職）は 55 歳で 2,412 千円、高校卒生産は 55 歳で 1,983 千円となっている。製造業では大学卒事務・技術（総合職）は 55 歳で 3,309 千円、高校卒事務・技術（総合職）は 60 歳で 2,488 千円、高校卒生産は 55 歳で 2,011 千円となっている。

年齢間格差を 25 歳に対する 55 歳の倍率でみると、調査産業計では、大学卒事務・技術（総合職）2.84 倍、高校卒事務・技術（総合職）2.23 倍、高校卒生産 1.99 倍となっている。製造業ではそれぞれ 2.75 倍、2.12 倍、2.00 倍となっている。

大学卒事務・技術（総合職）を 100 として学歴間格差をみると、調査産業計では 25 歳で高校卒事務・技術（総合職）は 90.4、高校卒生産は 83.1、55 歳ではそれぞれ 70.9、58.3 となっている。製造業では 25 歳でそれぞれ 95.8、83.5、55 歳ではそれぞれ 73.9、60.8 となっている。

表 16 モデル一時金（年間計）

(千円)

職歴・学歴・ 産業区分	20 歳	22 歳	25 歳	30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳
事務・技術（総合職）										
大学卒			(3 年)	(8 年)	(13 年)	(18 年)	(23 年)	(28 年)	(33 年)	(38 年)
調査産業計	—	—	1,199	1,621	2,034	2,603	3,031	3,266	3,401	3,056
製造業	—	—	1,202	1,615	2,008	2,500	2,935	3,172	3,309	3,277
高校卒	(2 年)	(4 年)	(7 年)	(12 年)	(17 年)	(22 年)	(27 年)	(32 年)	(37 年)	(42 年)
調査産業計	852	932	1,084	1,308	1,577	1,844	2,126	2,320	2,412	2,363
製造業	900	991	1,152	1,357	1,646	1,915	2,201	2,384	2,445	2,488
生産										
高校卒	(2 年)	(4 年)	(7 年)	(12 年)	(17 年)	(22 年)	(27 年)	(32 年)	(37 年)	(42 年)
調査産業計	825	892	996	1,204	1,394	1,554	1,757	1,918	1,983	1,917
製造業	832	903	1,004	1,215	1,415	1,577	1,791	1,963	2,011	1,960

(注) 年齢ごとに回答企業数に異同があり、集計社数がそれぞれ異なる。

表 17 モデル一時金の年齢間格差（55 歳／25 歳）

(倍)

産業区分・年	大学卒		高校卒	
	事務・技術 (総合職)	事務・技術 (総合職)	生産	
調査産業計	2.84	2.23	1.99	
製造業	2.75	2.12	2.00	
前回(令和2年)				
調査産業計	2.78	2.37	1.98	
製造業	2.76	2.29	1.96	

表 18 モデル一時金の学歴間格差（大学卒事務・技術（総合職）を 100 とした場合の水準）

産業区分・年	高校卒事務・技術 (総合職)		高校卒生産	
	25 歳	55 歳	25 歳	55 歳
調査産業計	90.4	70.9	83.1	58.3
製造業	95.8	73.9	83.5	60.8
前回(令和2年)				
調査産業計	86.9	73.9	85.3	60.6
製造業	90.8	75.4	84.8	60.0

12 住宅手当制度の常用労働者以外の労働者の適用状況（表 19）【集計表第 13 表】

常用労働者以外の労働者に適用される住宅手当制度のある企業は、調査産業計では 23 社（集計 156 社の 14.7%）で、うち、常用労働者と比較した場合に「同一額」を支給する企業は 17 社（常用労働者以外の労働者に適用される住宅手当制度のある 23 社の 73.9%）、「減額」を支給する企業は 1 社（同 23 社の 4.3%）、「その他」と回答した企業は 4 社（同 23 社の 17.4%）となっている。製造業では常用労働者以外の労働者に適用される住宅手当制度のある企業は 18 社（集計 94 社の 19.1%）で、うち、常用労働者と比較した場合に「同一額」を支給する企業は 14 社（常用労働者以外の労働者に適用される住宅手当制度のある 18 社の 77.8%）、「減額」を支給する企業は 1 社（同 18 社の 5.6%）、「その他」と回答した企業は 2 社（同 18 社の 11.1%）となっている。

表 19 産業別住宅手当制度の有無、常用労働者との比較

(社、%)

産業区分	集計 社 数	制度の有無					制度 なし	
		制 度 あり	常用労働者との比較					
			同一額	減額	その他			
調査産業計		156	23	17	1	4	133	
		(100.0)	(14.7)				(85.3)	
			⟨100.0⟩	⟨73.9⟩	⟨4.3⟩	⟨17.4⟩		
製造業		94	18	14	1	2	76	
		(100.0)	(19.1)				(80.9)	
			⟨100.0⟩	⟨77.8⟩	⟨5.6⟩	⟨11.1⟩		

13 介護事業所の所定内賃金等（介護事業所に関する調査結果）

(表 20) 【集計表第 3 表】

介護事業所の労働者（介護従事関連の職種以外の者を含む。）の所定内賃金及び基本給は、264,430 円及び 210,751 円となっている。

表 20 介護事業所の所定内賃金等

(円、%)

産業	所定内賃金合計	所定内賃金に対する 基本給の割合	基本給
介護事業所	264,430	79.7	210,751
介護事業所以外（調査産業計）	370,505	91.5	339,012
前回（平成 30 年）			
介護事業所	270,043	78.8	212,794
介護事業所以外（調査産業計）	365,649	89.3	326,525

（注） 介護従事関連の職種以外の者を含む。労働者数による加重平均。

14 介護従事者一人当たりの基本給等（介護事業所に関する調査結果）

(表 21) 【集計表第 14 表】

介護従事者について、職種別に基本給及び職務関連手当の額をみると、介護職員うち介護職員初任者研修修了者（ヘルパー 2 級）は基本給 180,044 円、職務関連手当 30,315 円、介護職員うち実務者研修修了者（介護職員基礎研修、ヘルパー 1 級）は基本給 180,752 円、職務関連手当 37,598 円、介護職員うち介護福祉士は基本給 196,900 円、職務関連手当 49,466 円、生活相談員・支援相談員は基本給 225,953 円、職務関連手当 36,172 円、介護支援専門員は基本給 233,169 円、職務関連手当 30,122 円、看護師は基本給 246,467 円、職務関連手当 59,319 円、准看護師は基本給 234,749 円、職務関連手当 30,276 円となっている。

表 21 介護従事者一人当たりの基本給等

(人、時間、円)

職種	人数計	一人当たり平均（月）			
		所定内労働時間	基 本 給	職務関連手当	うち資格手当
1 介護職員うち介護職員初任者研修修了者（ヘルパー 2 級）	893	162.8	180,044	30,315	3,221
2 介護職員うち実務者研修修了者（介護職員基礎研修、ヘルパー 1 級）	386	164.8	180,752	37,598	5,618
3 介護職員うち介護福祉士	5,695	160.9	196,900	49,466	9,482
4 生活相談員・支援相談員	673	159.8	225,953	36,172	9,391
5 介護支援専門員	838	161.3	233,169	30,122	14,198
6 看護師	747	159.2	246,467	59,319	21,311
7 准看護師	282	158.9	234,749	30,276	13,427

(参考) 常用労働者に当該手当制度がある調査対象企業における常用労働者以外の労働者への適用状況（表 22）【集計表参考表】

常用労働者において当該手当制度「あり」と回答した企業のみについて集計したところ、常用労働者以外の労働者に適用される住宅手当制度のある企業は 20 社（集計 87 社の 23.0%）で、うち、常用労働者と比較した場合に「同一額」を支給する企業は 16 社（常用労働者以外の労働者に適用される住宅手当制度のある 20 社の 80.0%）、「減額」を支給する企業は 1 社（同 20 社の 5.0%）、「その他」と回答した企業は 2 社（同 20 社の 10.0%）となっている。

表 22 常用労働者以外の労働者への当該手当制度適用状況（常用労働者において当該手当制度がある調査対象企業のみ集計）

手当 (調査産業計)	集計 社数	制度の有無						(社、%)	
		制度 あり	常用労働者との比較			制度なし			
			同一額	減額	その他				
住宅手当	87	20	16	1	2		67		
	(100.0)	(23.0)					(77.0)		
		⟨100.0⟩	⟨80.0⟩	⟨ 5.0⟩	⟨ 10.0⟩				